

資 料

令和5年2月定例会日程

26日間

月 日	曜	区分	議 事	備 考	
2. 17	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30	
18	土	休 会	(閉 庁 日)		
19	日		(閉 庁 日)		
20	月		(議 案 調 査)		
21	火		(議 案 調 査)	代表質問通告締切 12:00	
22	水		(議 案 調 査)	一般質問通告締切 12:00	
23	木		(閉 庁 日) 天皇誕生日		
24	金	本会議	代 表 質 問		
25	土	休 会	(閉 庁 日)		
26	日		(閉 庁 日)		
27	月	本会議	代 表 質 問		
28	火		一 般 質 問	請願締切 16:00	
3. 1	水		一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)	
2	木		一 般 質 問 議案に対する質疑 討論・採決(人事案件) 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30	
3	金	休 会	常 任 委 員 会		
4	土		(閉 庁 日)		
5	日		(閉 庁 日)		
6	月		常 任 委 員 会		
7	火		常 任 委 員 会		
8	水		常 任 委 員 会		
9	木		常 任 委 員 会	議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)	
10	金		特 別 委 員 会	議会運営委員会 (特別委員会終了後)	
11	土		(閉 庁 日)		
12	日		(閉 庁 日)		
13	月		(議 事 整 理)		
14	火		本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 特別委員長調査結果報告 閉会	議会運営委員会 9:30

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河野 俊嗣

議案の送付について

令和5年2月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 令和5年度宮崎県一般会計予算
議案第2号 令和5年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
議案第3号 令和5年度宮崎県公債管理特別会計予算
議案第4号 令和5年度宮崎県国民健康保険特別会計予算
議案第5号 令和5年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
議案第6号 令和5年度宮崎県山林基本財産特別会計予算
議案第7号 令和5年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算
議案第8号 令和5年度宮崎県林業改善資金特別会計予算
議案第9号 令和5年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
議案第10号 令和5年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算
議案第11号 令和5年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算
議案第12号 令和5年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算
議案第13号 令和5年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算
議案第14号 令和5年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算
議案第15号 令和5年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算
議案第16号 令和5年度宮崎県育英資金特別会計予算
議案第17号 令和5年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算
議案第18号 令和5年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算
議案第19号 令和5年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算
議案第20号 令和5年度宮崎県立病院事業会計予算
議案第21号 県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例
議案第22号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
議案第23号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
議案第24号 宮崎県退職手当基金条例
議案第25号 宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例
議案第26号 宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
議案第27号 宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例
議案第28号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
議案第29号 宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
議案第30号 宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例
議案第31号 宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例
議案第32号 宮崎県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例
議案第33号 宮崎県収入証紙条例の一部を改正する条例
議案第34号 宮崎県総合博物館条例等の一部を改正する条例
議案第35号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例
議案第36号 包括外部監査契約の締結について

- 議案第37号 林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について
 議案第38号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について
 議案第39号 土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について
 議案第40号 宮崎県環境基本計画の変更及び宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画の廃止について
 議案第41号 監査委員の選任の同意について
 議案第42号 監査委員の選任の同意について
 議案第43号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第9号）
 議案第44号 令和4年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）
 議案第45号 令和4年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）
 議案第46号 令和4年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 議案第47号 令和4年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）
 議案第48号 令和4年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）
 議案第49号 令和4年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第50号 令和4年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）
 議案第51号 令和4年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
 議案第52号 令和4年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号）
 議案第53号 令和4年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
 議案第54号 令和4年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
 議案第55号 令和4年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第56号 令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）
 議案第57号 令和4年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第58号 令和4年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第1号）
 議案第59号 令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第4号）
 議案第60号 令和4年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第2号）
 議案第61号 令和4年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第2号）
 議案第62号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例及び教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
 議案第63号 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 議案第64号 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部を改正する条例
 議案第65号 宮崎県高齢者等保健福祉基金条例を廃止する条例
 議案第66号 宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例
 議案第67号 宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
 議案第68号 宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
 議案第69号 宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例
 議案第70号 工事請負契約の締結について
 議案第71号 工事請負契約の締結について
 議案第72号 工事請負契約の変更について
 議案第73号 工事請負契約の変更について
 議案第74号 工事請負契約の変更について
 議案第75号 工事請負契約の変更について
 議案第76号 工事請負契約の変更について
 議案第77号 工事請負契約の変更について
 議案第78号 工事請負契約の変更について
 議案第79号 県道の路線廃止について
 議案第80号 みやざき子ども・子育て応援プランの変更について
 議案第81号 知事の給料の減額に関する条例

（文書取扱 財政課）

215-1324

令和5年3月2日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和5年2月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第82号 工事請負契約の締結について

(文書取扱 財政課)

令和5年2月定例会

代表質問時間割

2月24日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	横田 照夫	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	日高 陽一	13:00~15:00	

2月27日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
3	県民連合宮崎	田口 雄二	10:00~11:30	休憩
4	公 明 党	河野 哲也	13:00~14:10	

一般質問時間割

2月28日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	県民連合宮崎	満行 潤一	10:00~11:00	
2	公 明 党	重松幸次郎	11:00~12:00	休憩
3	自由民主党	川添 博	13:00~14:00	
4	日本共産党	来住 一人	14:00~15:00	

3月1日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	無所属の会 チームひむか	図師 博規	10:00~11:00	
6	県民連合宮崎	山内佳菜子	11:00~12:00	休憩
7	自由民主党	日高 利夫	13:00~14:00	

3月2日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
8	自由民主党	西村 賢	10:00~11:00	
9	自由民主党	外山 衛	11:00~12:00	休憩
10	自由民主党	蓬原 正三	13:00~14:00	

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和5年度宮崎県一般会計予算	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	令和5年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	可決				
第3号	令和5年度宮崎県公債管理特別会計予算	可決				
第4号	令和5年度宮崎県国民健康保険特別会計予算		可決			
第5号	令和5年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算		可決			
第6号	令和5年度宮崎県山林基本財産特別会計予算				可決	
第7号	令和5年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算				可決	
第8号	令和5年度宮崎県林業改善資金特別会計予算				可決	
第9号	令和5年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計 予算			可決		
第10号	令和5年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション 施設特別会計予算			可決		
第11号	令和5年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算			可決		
第12号	令和5年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算				可決	
第13号	令和5年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算			可決		
第14号	令和5年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算			可決		
第15号	令和5年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算					可決
第16号	令和5年度宮崎県育英資金特別会計予算					可決
第17号	令和5年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算					可決
第18号	令和5年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算					可決
第19号	令和5年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算					可決
第20号	令和5年度宮崎県立病院事業会計予算		可決			
第21号	県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改 正する条例				可決	
第22号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例			可決	可決	
第23号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条 例					可決
第24号	宮崎県退職手当基金条例	可決				
第25号	宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条 例		可決			

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第26号	宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	可決				
第27号	宮崎県自転車での安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第28号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第29号	宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	可決				
第30号	宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例		可決			
第31号	宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第32号	宮崎県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例		可決			
第33号	宮崎県収入証紙条例の一部を改正する条例	可決				
第34号	宮崎県総合博物館条例等の一部を改正する条例					可決
第35号	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例					可決
第36号	包括外部監査契約の締結について	可決				
第37号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第38号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第39号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について			可決		
第40号	宮崎県環境基本計画の変更及び宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画の廃止について				可決	
第43号	令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第9号）	可決	可決	可決	可決	可決
第44号	令和4年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）	可決				
第45号	令和4年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）	可決				
第46号	令和4年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）		可決			
第47号	令和4年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）		可決			
第48号	令和4年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）				可決	
第49号	令和4年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）				可決	
第50号	令和4年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）				可決	

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第51号	令和4年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)			可決		
第52号	令和4年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)			可決		
第53号	令和4年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)			可決		
第54号	令和4年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)				可決	
第55号	令和4年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)			可決		
第56号	令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)			可決		
第57号	令和4年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算(第1号)					可決
第58号	令和4年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)					可決
第59号	令和4年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第4号)					可決
第60号	令和4年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第2号)					可決
第61号	令和4年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第2号)		可決			
第62号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例及び教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例					可決
第63号	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例					可決
第64号	宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部を改正する条例	可決				
第65号	宮崎県高齢者等保健福祉基金条例を廃止する条例		可決			
第66号	宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例				可決	
第67号	宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第68号	宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第69号	宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例		可決			
第70号	工事請負契約の締結について			可決		
第71号	工事請負契約の締結について			可決		
第72号	工事請負契約の変更について	可決				
第73号	工事請負契約の変更について	可決				
第74号	工事請負契約の変更について	可決				
第75号	工事請負契約の変更について			可決		

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第76号	工事請負契約の変更について			可決		
第77号	工事請負契約の変更について			可決		
第78号	工事請負契約の変更について					可決
第79号	県道の路線廃止について			可決		
第80号	みやぎ子ども・子育て応援プランの変更について		可決			
第81号	知事の給料の減額に関する条例	可決				
第82号	工事請負契約の締結について			可決		

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第6号	新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願					継続
第9号	夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願	継続				
第14号	消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書を国に提出することを求める請願書	不採択				
第15号	経口中絶薬の承認審査に慎重な判断を求める意見書提出についての請願		継続			

閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和5年2月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	<p>請願第9号 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願</p> <p>総合政策及び行財政対策に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
厚生常任委員会	<p>請願第15号 経口中絶薬の承認審査に慎重な判断を求める意見書提出についての請願</p> <p>福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
商工建設常任委員会	<p>商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査</p>	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	<p>環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査</p>	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	<p>請願第6号 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
議会運営委員会	<p>次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査</p>	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	令和5年度宮崎県一般会計予算	3月14日・可 決
〃 第2号	令和5年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	〃
〃 第3号	令和5年度宮崎県公債管理特別会計予算	〃
〃 第4号	令和5年度宮崎県国民健康保険特別会計予算	〃
〃 第5号	令和5年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
〃 第6号	令和5年度宮崎県山林基本財産特別会計予算	〃
〃 第7号	令和5年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算	〃
〃 第8号	令和5年度宮崎県林業改善資金特別会計予算	〃
〃 第9号	令和5年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	〃
〃 第10号	令和5年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算	〃
〃 第11号	令和5年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算	〃
〃 第12号	令和5年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
〃 第13号	令和5年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算	〃
〃 第14号	令和5年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算	〃
〃 第15号	令和5年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算	〃
〃 第16号	令和5年度宮崎県育英資金特別会計予算	〃
〃 第17号	令和5年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算	〃
〃 第18号	令和5年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算	〃
〃 第19号	令和5年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算	〃
〃 第20号	令和5年度宮崎県立病院事業会計予算	〃
〃 第21号	県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第22号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第23号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第24号	宮崎県退職手当基金条例	〃
〃 第25号	宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第26号	宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	3月14日・可 決
〃 第27号	宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第28号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第29号	宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第30号	宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	〃
〃 第31号	宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第32号	宮崎県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例	〃
〃 第33号	議案第33号宮崎県収入証紙条例の一部を改正する条例	〃
〃 第34号	宮崎県総合博物館条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第35号	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例	〃
〃 第36号	包括外部監査契約の締結について	〃
〃 第37号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第38号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第39号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第40号	宮崎県環境基本計画の変更及び宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画の廃止について	〃
〃 第41号	監査委員の選任の同意について	3月2日・同 意
〃 第42号	監査委員の選任の同意について	〃
〃 第43号	令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第9号）	3月14日・可 決
〃 第44号	令和4年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第45号	令和4年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第46号	令和4年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第47号	令和4年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)	3月14日・可決
" 第48号	令和4年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第1号)	"
" 第49号	令和4年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)	"
" 第50号	令和4年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)	"
" 第51号	令和4年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)	"
" 第52号	令和4年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)	"
" 第53号	令和4年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)	"
" 第54号	令和4年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)	"
" 第55号	令和4年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)	"
" 第56号	令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)	"
" 第57号	令和4年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算(第1号)	"
" 第58号	令和4年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)	"
" 第59号	令和4年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第4号)	"
" 第60号	令和4年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第2号)	"
" 第61号	令和4年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第2号)	"
" 第62号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例及び教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	"

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第63号	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	3月14日・可 決
〃 第64号	宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第65号	議案第65号宮崎県高齢者等保健福祉基金条例を廃止する条例	〃
〃 第66号	宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例	〃
〃 第67号	宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第68号	宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第69号	宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例	〃
〃 第70号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第71号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第72号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第73号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第74号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第75号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第76号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第77号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第78号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第79号	県道の路線廃止について	〃
〃 第80号	みやざき子ども・子育て応援プランの変更について	〃
〃 第81号	知事の給料の減額に関する条例	〃
〃 第82号	工事請負契約の締結について	〃
議員発議案 第1号	宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例	3月14日・可 決
〃 第2号	農畜水産業における燃油、肥料・飼料、資材等の価格高騰対策の更なる拡充を求める意見書	〃
〃 第3号	養豚振興施策に関する意見書	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
議員発議案 第4号	高病原性鳥インフルエンザの対策強化を求める意見書	3月14日・可 決
" 第5号	地方消費者行政の一層の強化と国の財政支援の継続を求める意見書	"
" 第6号	新型コロナウイルス感染症の後遺症に係る取組の強化を求める意見書	"
" 第7号	認知症との共生型社会への転換を求める意見書	"

議 員 発 議 案 等

議員発議案第1号

宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例

宮崎県議会委員会条例（昭和31年宮崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(招集)</p> <p>第15条 [略]</p>	<p>(招集)</p> <p>第15条 [略]</p> <p><u>(開催方法の特例)</u></p> <p>第15条の2 <u>委員長は、重大な感染症のまん延の防止その他やむを得ない事由により、委員が委員会の参集場所へ参集することが困難であると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）を利用して委員会を開催することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、オンラインにより委員会に参加することを希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>い。</u></p> <p>3 <u>前項の許可を得て、委員が委員会に参加した場合における次条、第17条第1項及び第31条の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。</u></p> <p>4 <u>オンラインを活用した委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(議会の議員の給与等に関する条例の一部改正)
- 2 議会の議員の給与等に関する条例（昭和31年宮崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(費用弁償)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、議員が招集に応じて議会の会議、委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項の規定に基づいて設けられた協議若しくは調整を行うための場に出席したときの議会の議員の費用弁償については、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める支給額に出席日数を乗じて得た額を支給する。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、議員が招集に応じて議会の会議、委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項の規定に基づいて設けられた協議若しくは調整を行うための場に出席したときの議会の議員の費用弁償については、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める支給額に出席日数 <u>（宮崎県議会委員会条例（昭和31年宮崎県条例第47号）第15条の2第3項の規定により委員会に出席したものとみなされる場合の日数を除く。）</u>を乗じて得た額を支給する。</p>

議員発議案第2号

農畜水産業における燃油、肥料・飼料、資材等の価格高騰対策の更なる拡充を求める意見書

ロシアによるウクライナ侵略の長期化や昨今の円安の進行などの影響により、燃油、肥料、飼料、その他の農畜水産物の生産に必要な資材の価格が高騰しているが、農畜水産業では、この生産コスト上昇分を販売価格へ転嫁することが難しいため、経営継続が危ぶまれるほどの深刻な影響を受けている。

地方においては、その緩和に努めており、農畜水産業者をはじめ関係団体もコスト削減に取り組んでいるが、全国でも離農者が増加しているなど、その自助努力も限界に達している。

このような状況の改善が見通せない中、経営継続に向けた支援の拡充を図らなければ、我が国の食料供給基地である本県の生産基盤は崩壊し、食料安全保障に甚大な影響を及ぼすことになりかねない。

よって、国においては、早急に下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 農畜水産業者が経営を継続し、農畜水産物を安定して供給できるよう、生産資材等の価格高騰の影響を受けている農畜水産業者等に対する支援を継続・拡充するとともに、これら輸入依存の高い生産資材の安定的な供給体制を強化すること。
- 2 物価高騰の長期化を視野に入れ、地方が迅速かつ柔軟な対応を行えるよう財源措置を講じること。
- 3 国産農畜水産物の需要の回復・拡大に係る予算を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月14日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	細	田	博	之	殿
参	議	院	議	長	尾	田	秀	久	殿
内	閣	総	理	大	岸	田	文	雄	殿
総	務	務	大	臣	松	本	剛	明	殿
財	務	務	大	臣	鈴	木	俊	一	殿
農	林	水	産	大	野	村	哲	郎	殿
経	済	産	業	大	西	村	康	稔	殿
内	閣	官	房	長	官	松	野	博	一

養豚振興施策に関する意見書

ロシアによるウクライナ侵略に伴う世界的な穀物価格の高騰に加え、円安の進行により、配合飼料価格は未曾有の高値水準が続いている。

また、豚熱が平成30年9月に岐阜県で確認されて以来、18都県で計85事例の感染が発生し、これまでに約35万頭が殺処分されている。

この豚熱については、飼養豚へのワクチン接種等の防疫対策が継続されているが、野生イノシシによる感染拡大により、九州と北海道を除く39都府県にまでワクチン接種が広がっており、未だに終息のめどが立っていない。

よって国においては、養豚生産者が安心して事業を継続・発展させられるよう、下記の措置を講ずることを強く要望する。

記

- 1 飼料価格高騰の長期化が予想されることから、養豚生産者の負担を軽減するため、飼料購入費の一部助成や、飼料用米など、輸入とうもろこしに代替できる国産飼料原料の確保に向けた支援を行うこと。
- 2 豚熱については、全国的な対策が求められていることから、野生イノシシ対策やワクチン接種対策を国主導で実施するとともに、ワクチン接種にかかる費用について養豚生産者の負担軽減に努めること。
- 3 殺処分対象の検討に当たっては、ワクチン接種状況や飼養管理状況を十分に考慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月14日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 殿
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 殿
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 殿
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 殿
農 林 水 産 大 臣	野 村 哲 郎 殿
内 閣 官 房 長 官	松 野 博 一 殿

議員発議案第4号

高病原性鳥インフルエンザの対策強化を求める意見書

高病原性鳥インフルエンザは今シーズン、令和4年10月に岡山県と北海道で家きんでの発生が確認されてから、異例のペースで感染が拡大しており、家きんでの発生事例数は既に過去最多で、殺処分対象羽数が1,500万羽を超える事態となった。

国は様々な対策を講じているが、十分な改善には至っておらず、高病原性鳥インフルエンザ対策のさらなる強化に向け、下記の施策を講ずることを強く要望する。

記

- 1 本疾病の発生で損害を受けた養鶏農場に対する経営再開に向けた支援、移動制限・搬出制限区域の設定により影響を受けた養鶏農場等に対する経営継続の支援を確実に実施すること。また、発生原因及び感染経路の速やかな解明に取り組むこと。
- 2 発生自治体が対策に要した経費に対して速やかな支援を行うこと。また、発生農場周囲の主要道路やため池周辺の消毒等、発生地域における防疫対策の強化が確実に実施されるよう十分な支援を行うこと。
- 3 飼養衛生管理基準を遵守するために必要な、野生小動物の侵入防止柵や防鳥ネット等の資材の整備について、支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月14日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 殿
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 殿
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 殿
総 務 大 臣	松 本 剛 明 殿
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 殿
農 林 水 産 大 臣	野 村 哲 郎 殿
経 済 産 業 大 臣	西 村 康 稔 殿

議員発議案第5号

地方消費者行政の一層の強化と国の財政支援の継続を求める意見書

消費者相談の複雑化、高度化は著しいところであるが、現場では専任の相談員の減少が進行している。

また、成人年齢引き下げの影響により未成年者取消権を喪失することになったことが、若年者に適切に情報提供されているとは言えない。

このような実態を踏まえ、新成人前後の若年者への消費者教育の充実や業界の自主規制の在り方、法的な保護についても継続して検討していくとともに、現場で支援・相談に当たる地方消費者行政の体制を手厚くする必要がある。

よって、国においては、下記の施策を講ずることを強く要望する。

記

- 1 地方消費者行政に係る交付金の予算を十分に確保するとともに、来年度以降の新規事業も交付金の適用対象に含めること。
- 2 消費者行政において全国的な水準を確保する必要があるものについては、その一定部分を国が恒久的に財政負担する仕組みにすること。
- 3 地方自治体の規模に応じた地方消費者行政に従事する職員並びに消費生活相談員の増員と資質向上に向けた施策を講ずること。また、消費生活相談員の雇用形態や処遇の改善に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月14日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 殿
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 殿
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 殿
総 務 大 臣	松 本 剛 明 殿
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 殿
内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)	河 野 太 郎 殿

議員発議案第6号

新型コロナウイルス感染症の後遺症に係る取組の強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症から回復した後も、疲労感や倦怠感、呼吸困難感、集中力や記憶力の低下、睡眠障害などの罹患後症状、いわゆる後遺症を訴える人が増えており、仕事や学業の継続が困難になる人も多いと言われている。

後遺症は社会生活上、非常に影響が大きく、例えば、子どもの場合は自分から症状を訴えることが難しいため、怠けていると捉えられてしまうおそれもある。

感染拡大から3年が経過し、新型コロナへの向き合い方も変わる中で、後遺症に悩み生活に大きな影響を受けている方々の治療法の確立は重要な課題である。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症の後遺症に悩む人々に寄り添い、一人ひとりの日常を守るため、下記の事項について実施するよう強く要望する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の後遺症の発生状況について、非常に近い症状の筋痛性脳脊髄炎（ME）、慢性疲労症候群（CFS）との関連も含めた実態調査を推進すること。
- 2 一部の医療機関で実施されているBスポット療法（EAT・上咽頭擦過療法）等の検証を進めるとともに、治療法の標準化により、後遺症に対応できる医療機関や相談窓口を拡充すること。
- 3 自己免疫疾患との関連など、新型コロナウイルス感染症による後遺症の原因究明と新たな治療法の確立に向けた研究予算を確保すること。
- 4 新型コロナウイルス感染症の後遺症への理解が進むよう啓発を行うとともに、社会全体で認識を深め、患者が孤立することがないように情報発信を更に強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月14日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 殿
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 殿
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 殿
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 殿
厚 生 労 働 大 臣	加 藤 勝 信 殿
内 閣 官 房 長 官	松 野 博 一 殿
ワクチン接種推進担当大臣	
新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣	後 藤 茂 之 殿

議員発議案第7号

認知症との共生型社会への転換を求める意見書

日本における認知症の人の数は推計値で約600万人を超え、高齢化率の上昇に伴い、今後も増加が見込まれており、将来を見据えての対策の拡充が求められている。

医療や介護の分野においては、認知症に対する知識・経験の蓄積や認知症を進行させる要因の解明など、大きな進展が見られる中、地域においては、家族をはじめ周囲の人々の正しい知識と理解のもと、認知症の人の尊厳と日常を守る、認知症との共生型社会への転換が求められている。

よって、国においては、認知症の人やその家族が安心して暮らせる地域の構築のため、また認知症の人や家族の負担を最小限に抑えるため、下記の事項について実施するよう強く要望する。

記

- 1 家族や周囲の人々が、認知症の初期の段階から適切に対応できるようにするため、認知症サポーター等の育成促進や、身近な薬局、介護施設等への相談の仕組みづくりを支援すること。
- 2 認知症の重症化抑制や認知機能の維持のため、薬や対処法等の研究開発体制を強化すること。
- 3 認知症グループホームへの低所得者や圏域外の人々も含めた入所の仕組みづくりなど、認知症の人と家族に寄り添う制度を整備すること。
- 4 認知症の予防につながる生活習慣や栄養補給など、国民の日常をサポートする知識や情報を提供する体制を整備すること。
- 5 認知症に対する施策を、国と地方が一体となって、総合的かつ総体的に推進するための、「(仮称)認知症基本法」を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月14日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 殿
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 殿
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 殿
厚 生 労 働 大 臣	加 藤 勝 信 殿

請 願 一 覽 表

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第14号	受理年月日	令和5年2月28日
請願の件名	<p>「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を国に提出することを求める請願書</p> <p>(請願趣旨)</p> <p>新型コロナ禍と物価高騰の影響により中小事業者の経営困難が続く下で、2023年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしています。</p> <p>免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、ベンチャーもフリーランスも育ちません。</p> <p>インボイス発行事業者として登録した個人情報国税庁のサイトを通じて一括ダウンロードでき、商用利用されることへの懸念も広がっています。中小企業団体をはじめ、税理士団体、文化・芸術団体、シルバー人材センターなど多くの団体やフリーランスのグループが「凍結」「延期」「見直し」を表明しています。</p> <p>新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する中小業者の存在が不可欠です。「税制で商売をつぶすな」の願いを込め、以下の事項を請願します。</p> <p>(請願事項)</p> <p>一、消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書を国に提出すること。</p>		
紹介議員	満行 潤一 前屋敷 恵美 来住 一人		

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第15号	受理年月日	令和5年2月28日
請願の件名	<p>経口中絶薬の承認審査に慎重な判断を求める意見書提出についての請願</p> <p>(要旨) 経口中絶薬の承認審査に慎重な判断を求める意見書提出の件</p> <p>(理由) 令和3年12月、英国の製薬会社が自社製造の経口中絶薬の日本国内での使用を認めるよう初めて承認を申請し、本年1月27日、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会医薬品第一部会で審議され、承認することを認める意見を取りまとめたとの報道がされています。</p> <p>申請された経口中絶薬の有効成分「ミフェプリストン」と「ミソプロストール」は、世界保健機関（WHO）は有効性が認められ、海外では80以上の国と地域で承認されていますが、日本では現段階において承認されていません。</p> <p>経口中絶薬は決して安全な薬ではありません。副作用として手術が必要となる大量出血や感染症を引き起こすおそれがあることが明らかになっています。直後の副作用が、子宮にも卵巣にもあり、また体中の色々な組織に影響することも分かっています。米国では26人の女性の死亡例が報告されています。そして、中絶完了まで病院に入院しない限りは、女性が自ら大量の出血を処理することになります。排出された胎児を自分で手にして、病院に持って行くなり、捨てるなりしなければなりません。そのことは女性の心の大変な傷になることが考えられ、自己肯定感や母性をも損ないかねません。欧米では、精神的な影響やトラウマ等の調査はされていません。レイプは「心の殺人」と言われますが、それに匹敵する経験になるのではと危惧します。</p> <p>WHOは掻爬手術を推奨しておらず、吸引手術を推奨しています。厚労省からも令和3年に産婦人科医会及び学会に掻爬手術に代わって吸引手術を推奨する通達が出されています。従来の中絶</p>		

は全身麻酔をかけて行いますが、受け手がもっと楽になる工夫がなされています。女性の心身に大きな負担になる危険な中絶薬の選択肢を増やす必要はありません。

また男性から経口中絶薬の使用を強要され、女性の性犯罪、性被害が増加することが懸念されます。さらに、急増している梅毒などの性感染症の更なる増加、十代中絶率の増加、低年齢化へと拍車がかかると共に、小さな命への思敬の念が益々失われることが憂慮されます。最初は医師の管理下で使用されても、いずれ安易に使われることは目に見えており、社会の荒廃を招きます。

欧米の性犯罪の多さ、治安の悪さなどは日本とは比較になりません。欧米に追随する事なく、日本独自の生命観・倫理観・文化を核に据えて対処するべきです。このようなリスクがある中絶薬を、日本でも承認することは慎重に検討されるべきです。

よって、下記事項を内容とする意見書を国へ提出するよう要望します。

記

- ① 望まない妊娠を防ぐための性教育や相談体制の更なる強化などを進めること。
- ② 経口中絶薬の承認審査にあたっては、国民の幅広い意見を充分聞くなど、慎重な対応を行うこと。
- ③ 異次元の少子化対策が求められている昨今、「中絶しやすい社会」にするのではなく、妊娠に悩む女性への相談と支援をして、赤ちゃんとお母さんを温かく迎える「産み育てやすい社会」にすること。

紹介議員	日高 陽一 野崎 幸士 日高 利夫 有岡 浩一
------	--

継 続 請 願

			文教警察企業常任委員会
請 願 番 号	請 願 第 6 号	受 理 年 月 日	令 和 2 年 1 1 月 3 0 日
請 願 の 件 名	<p>新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>(要旨) 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り、学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>宮崎県の公立小中学校の学級編制基準等について、以下のことを請願します。</p> <p>①小学3年生～6年生と中学2年生～3年生でも上限35人学級を実施すること。</p> <p>①－2＞ 小学1、2年生の上限30人学級と、小学3年生以上での上限35人学級を、正式な、宮崎県の学級編制基準とすること。</p> <p>②宮崎県の特別支援学級の学級編制基準を上限6人とすること。</p> <p>③宮崎県の複式学級の学級編制基準を上限14人とすること。 (小学1年生を含む場合の規定は、現行の8人。)</p> <p>④中学校の複式学級は、解消すること。(事例がきわめて少ないため)</p> <p>⑤オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ること。</p> <p>⑥国に対して、次の2点について意見書を提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学2年生以上中学3年生までの全学年で、上限35人学級を法律の改正によって行う。 ・新型コロナウイルス感染防止のため、20人以下学級を展望した少人数学級をすすめる。 <p>(理由) はじめに、請願項目①～④について説明します。 宮崎県では現在、小学校1、2年生が上限30人、中学1年生が上限35人ですが、それ以外の学年では上限40人です。小学2年生から3年生に変わる時、1学級減や、場合によっては2学級減となるなどして、学級当たりの人数が急激に増えるということが多々見受けられます。従来から「せめて35人学級を実現してほしい」</p>		

という保護者や教職員の願いがありました。

2020年に入り、新型コロナウイルス感染症が広がる中で、文部科学省の提起した「学校の新しい生活様式」は、教室での子ども同士の距離を2メートル確保するために、教室あたりの児童生徒数は20人程度とする必要があるとされました。長期間の学校休校のあとに行われた「分散登校」は、この指導の下に行われました。一つの学級を半分に分けて、時間をずらして授業が行われましたが、現在では、元通りの学級のまま授業が行われています。新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員の命と健康を守るためには、宮崎県の学級編制基準を上限20人とする必要があります。そうすれば、すべての学級が20人以下となるからです。

昨年2019年度の宮崎県の公立小中学校の状況は、小学校では35%、中学校では29%がすでに20人以下となっています。一方、超過密な36人以上の学級が小学校で9%、中学校では17%もありました。

「調べる会・宮崎」（ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会・宮崎）が行った2017年度の実態調査では、現状の教員定数の使い方を変えれば、特段の増員を要さずとも、単式学級を上限35人、複式学級を上限14人、特別支援学級を上限6人とすることは十分に可能だということが判明しました。

国の加配定数である「指導方法工夫改善定数」やそれが基礎化された定数は、少人数学級に転用することができます。実際、宮崎県の小1・小2の「30人学級」や中1の「35人学級」は、この定数を転用して行われていますが、転用せずに「一部教科での少人数授業」に使われている定数が、小中学校合わせると309人分ありました。また、国の基礎的定数と県の基礎的配置数との差（その分は使われていない）が139人分ありました。合計で448人分の“使える定数”があるのです。

小学校の小学3年生以上の学年すべてで「35人学級」を実施するためには118学級を増やし、中学校では53学級増やす必要があります。小学校で複式学級を14人以下とするには7学級、中学校で複式をすべて解消するには5学級増やす必要があります。特別支援学級を6人以下とするには小学校で45学級、中学校で7学級増やす必要があります。それから、これらの学級数が増えることに伴って増やされる教員の数が小学校では17人、中学校では33人となります。ですから、増やさなければならぬ教員の数は合計285人となります。すでに見た通り、現行の定数で少人数学級化に使える定数が448人分あるのですから、定数の使い方を変える

だけで、特段の定数を増やさなくても実現可能なのです。

以上のことから、請願項目の①では、来年度2021年度から、宮崎県の学級編制基準を小学校3年生以上の全ての学年で一斉に上限35人とすることを求めます。そして、請願項目の①-2では、現行の小学1・2年生の30人も正式に県の学級編制基準とすることを求めます。現状では、基準は変えずに運用で行われており、そのために国の標準より1クラスの人数を少なくして増えた学級数が、学級数に応じてプラスされる教員数の決定に、反映されていないからです。

また、複式学級の上限16人、特別支援学級の上限8人というのは、子ども同士の距離の点から言えば問題がないのですが、これらの学級編制基準についても従来から、複式学級はせめて上限14人に、特別支援学級はせめて上限6人に改善してほしいと要望がありました。

ですから、請願項目の②では、特別支援学級の編制基準を6人とすること、請願項目の③では、小学校の複式学級の編制基準を14人とすることを求めます。また、請願項目の④では、中学校の複式学級については、事例が少ないので、解消することを求めます。

次に、請願項目⑤について説明します。

9月30日に公表された文部科学省の次年度予算概算要求書を見ると、「少人数学級」の実施へ振替可能な加配定数を、ごく一部の学校での小学校高学年の教科担任制へ2000人分転換（すでに今年度、2000人分転換済み。）することが明示されているのに対して、少人数学級の具体的な人数については曖昧で、必要な予算額も明示されていません。また、少人数指導（一部の教科の授業時間だけを少人数にすること。）とICT（情報通信技術）を組み合わせる制度へ、教育予算の重点を移し変えようとしています。

宮崎県下の学校においても、すでに全校児童生徒にタブレットが配布される学校があるなど、オンライン授業に対応した予算の執行が進められています。しかし、オンライン教育が主となる学校制度では、子どもの健全な成長発達は保障できません。仮想空間での学習だけでは、体感を伴った現実の深い理解を得ることはできません。発育途上の未成熟な子どもたちの心身への電磁波の与える影響も心配です。オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ることを求めます。

請願項目⑥について、宮崎県議会として国に意見書を提出して

ほしい理由は以下のとおりです。

全国の調査の結果でも、上限35人学級は来年2021年度から全学年で一斉に実施可能であることが分かりました。まずは、国の制度として法改正による35人学級の実現を求めます。

新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員を守るためには、上限20人学級が必要です。宮崎県で今すぐに20人学級を実施するには、1,200程度の教室が必要ですが、現在の余裕学級は700ほどです。また、教員を1,300人ほど増やさなければなりません。それらを宮崎県独自に増やすのは、財政的にかなり負担が大きくなります。国庫負担制度を伴ったもので対応する必要があると考えます。来年度、35人学級が全学年で一斉に実施された後、コロナ禍の下でも安全・安心な教育環境を整えるには、国の制度としての20人学級実施に向けて計画的に学級編制基準を縮小していく必要があります。以上の2点について、宮崎県議会から国に対する意見書を提出することを求めます。

紹介議員

前屋敷 恵美 満行 潤一

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第9号	受理年月日	令和3年6月21日
請願の件名	<p>夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願</p> <p>1、 請願の趣旨</p> <p>国の関係機関に夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を貴議会として提出をお願いします。</p> <p>2、 請願の理由</p> <p>最近、夫婦別姓制度を盛り込んだ民法改正の議論があります。しかし、夫婦別姓は子供が生まれれば、必然的に親子の間で姓が異なる親子別姓や、兄弟の間でも姓が異なる兄弟別姓になってしまいます。それでは社会の基盤である家族の在り方に大きな影響を及ぼし、社会的にも混乱をもたらす心配があります。平成29年の内閣府の調査でも、別姓は子供にとって好ましくないとの声が62.6%にも上っているように、子供のためにも良くないと思う人が半数以上います。</p> <p>夫婦別姓については、昨年12月の政府の「第5次男女共同参画基本計画」の策定にあたって議論となりました。政府の結論は「戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮」するとされ、「婚姻により改正した人が不便さや不利益を感じることがないよう……引き続き旧姓の通称使用拡大やその周知に取り組む」と明記されました。</p> <p>第5次男女共同参画基本計画に定められたように、家族の一体感、子供への影響を考慮し、夫婦・親子同氏制度を維持することが大切です。一方で婚姻により改姓した人の社会生活上の不便を解消するための方策としては、旧姓の通称使用の更なる拡充をはかり、それを進める環境の整備が必要です。</p> <p>つきましては、国の関係機関に夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を貴議会として提出をお願いします。</p>		

紹介議員

窪菌 辰也

佐藤 雅洋

凶師 博規

有岡 浩一

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
2月17日	金	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（武田浩一議員、河野哲也議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第81号上程 知事提案理由説明
2月18日	土	休 会	(閉庁日)
2月19日	日		
2月20日	月		(議案調査)
2月21日	火		
2月22日	水		
2月23日	木		(閉庁日) 天皇誕生日
2月24日	金	本 会 議	代表質問（宮崎県議会自由民主党・横田照夫議員、 宮崎県議会自由民主党・日高陽一議員）
2月25日	土	休 会	(閉庁日)
2月26日	日		
2月27日	月	本 会 議	代表質問（県民連合宮崎・田口雄二議員、 公明党宮崎県議団・河野哲也議員）
2月28日	火		一般質問（満行潤一議員、重松幸次郎議員、川添 博議員、 来住一人議員）
3月1日	水		一般質問（函師博規議員、山内佳菜子議員、日高利夫議員）
3月2日	木		議案第82号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（西村 賢議員、外山 衛議員、蓬原正三議員） 採決（議案第41号、第42号）（同意） 議案・請願委員会付託
3月3日	金		常任委員会
3月4日	土	休 会	(閉庁日)
3月5日	日		
3月6日	月		常任委員会
3月7日	火		
3月8日	水		
3月9日	木		

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
3月10日	金	休 会	特別委員会
3月11日	土		(閉 庁 日)
3月12日	日		
3月13日	月		(議 事 整 理)
3月14日	火	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論（議案第1号及び第75号に反対）（前屋敷恵美議員） 討論（請願第14号不採択に反対、請願第6号、第9号、第15号継続に反対）（来住一人議員） 採決（議案第1号及び第75号）（可決） 採決（議案第2号～第40号、第43号～第74号、第76号～第82号）（可決） 採決（請願第14号）（不採択） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申出のとおり） 特別委員長調査結果報告 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第7号追加上程、採決（可決） 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 中 野 一 則

宮 崎 県 議 会 副 議 長 二 見 康 之

宮 崎 県 議 会 議 員 武 田 浩 一

宮 崎 県 議 会 議 員 河 野 哲 也